

概要版

# 第5次野洲市人権施策基本計画

【令和8年度～令和12年度】



令和8年3月

野洲市

## 人権とは？

「人権」とは、すべての人が生まれながらにして持っている、かけがいのない基本的な権利であり、人が人として尊重され、自分らしく幸せに生きるために欠かせない、だれからも侵されることのない普遍的な価値です。

「第5次人権施策基本計画」は、市民一人ひとりが人権問題の当事者であることを認識するとともに、家庭や学校、地域、職場等が一体となり、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けて、総合的かつ計画的に取り組む内容を示した計画です。



## 基本理念

市民の人権擁護と人権意識の高揚を図り、部落差別をはじめ、性別や障がい、国籍、出自等に基づくあらゆる差別を許さない社会的風土の形成を進めるとともに、人権尊重の理念を日常生活に根づかせていくことが重要です。

近年では、インターネット上での人権侵害やSNSによるいじめ、外国籍の人や性的マイノリティなど多様な立場にある人々への偏見や無理解が課題となっています。また、同和問題に関する差別的言動も依然として残っており、真の意味での差別の解消には継続的かつ多面的な取組が必要です。

このような状況を踏まえ、人権問題の解決は行政だけでなく、市民一人ひとりが担うべき課題であるとの認識のもと、市民と行政が協働し、すべての人が尊厳を持って生きられる社会づくりに向けて、教育・啓発活動を一層推進していくことが重要です。併せて、虐待や自殺、生活困窮等の不安に寄り添う相談・支援体制のさらなる充実を図り、だれもが人権を尊重され、支え合って暮らす共生社会の実現を目指します。

## 人権に関する主な現状と課題

外国籍住民や障害者手帳所持者が増加しているため、多様性に配慮した教育・相談支援体制の拡充が必要です。

差別否定の意識はあるものの、人権問題への当事者意識には年代間・個人間で差があります。

市内人権施設（人権センター・市民交流センター）の認知度が低くなっています。

各種制度や支援の仕組みについて、わかりやすい情報発信や周知が必要です。

人権課題への取組に地域や団体ごとの差があるため、市全体での参加促進や仕組みづくりが必要です。



# 人権施策の推進

## 1 人権教育・人権啓発の推進

- 人権は、だれもが生まれながらにして持っている基本的な権利であり、市民一人ひとりが人権問題に対する意識・感性を高め、人権を文化として根づかせていく必要があります。
- 市民意識調査によると、「今の日本は一人ひとりの人権が大切にされていると思う」という設問に対し、『そう思う』と回答した割合は47.1%と半数を下回っており、本市においても人権意識の一層の向上が不可欠となっています。

### 施策の方向性

- 就学前・学校における人権教育の推進
- 地域における人権教育の推進
- 市民への啓発活動の推進
- 事業所に対する事業所内人権研修・啓発の向上を目指しての指導・推進
- 市職員・教職員等に対する研修の充実

## 2 相談・支援体制の充実

- 人権侵害の拡大を防ぎ、被害に遭っている人を支援するためには、問題解決のための相談・支援体制の充実を図る必要があります。
- 市民意識調査によると、「市内人権施設（人権センター・市民交流センター）の認知度」について、「両方知っている」と回答した割合が約3割となっており、人権に関する相談や支援の拠点として、施設の役割をさらに周知するとともに、機能の充実を図っていくことが重要です。
- また、現在行われている相談・支援体制の充実を図るとともに、県や市内関係機関、人権擁護委員との連携強化に努めます。

### 施策の方向性

- 相談体制の充実
- 関係機関相互のネットワークの充実
- 市内人権施設の運営



## 3 協働による人権尊重のまちづくり

- 人権教育や啓発の推進、相談・支援体制の充実には、市民協働による取組が不可欠です。特にDVや子ども・高齢者の虐待については、早期発見と迅速な対応が重要であり、市民の理解と協力や関係機関との連携、地域と家庭の連帯感の強化が必要です。
- また、人権啓発活動の効果を高めるためには、市民や関係団体が協力して人権課題に取り組む体制の整備や、人権啓発活動の担い手の育成が重要です。

### 施策の方向性

- 市民協働による人権擁護と啓発の推進



## 分野別施策の推進

主な人権分野と施策	
女性	①女性の人権に関する教育・啓発の推進 ②多様な機会・場への参画拡大 ③DV等の被害者の安全確保と自立支援
子ども	①子どもの人格の尊重と権利意識の醸成 ②子どもの虐待・いじめ防止と早期対応 ③不登校児童生徒の居場所づくりと自立支援 ④子育て支援体制の充実
高齢者	①高齢者への理解と尊厳の尊重 ②高齢者の自立生活を支える地域体制の整備 ③高齢者の社会参加と共生社会の実現
障がいのある人	①障がいへの理解促進と偏見の解消 ②障がいのある人の権利擁護と社会的障壁の除去 ③障がいのある人の自立と社会参加を支える環境整備 ④障がいのある人の就労支援と事業所による雇用促進のための働きかけ
同和問題	①同和問題の解消に向けた地域づくりの推進 ②同和問題に関する教育・啓発の推進 ③差別事象発生時の関連部署を包括した迅速・適切な対応と被害者支援
外国籍の人	①相互理解と共生意識の醸成 ②外国籍の人の言語・相談支援体制等の充実
性の多様性	①性の多様性に関する理解の増進のための教育・啓発の推進 ②相談体制の整備等の当事者支援の取組の推進
インターネット上の人権侵害	①インターネットによる人権侵害の防止のための教育・啓発 ②関係機関・団体と連携した取組の推進 ③個人情報保護の推進

### その他さまざまな人権問題

- 感染症患者等の人権
- ハンセン病患者・元患者やその家族の人権
- 犯罪被害者とその家族の人権
- 刑を終えて出所した人の人権
- 生活困窮にある人の人権
- 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権
- 災害時の人権
- ハラスメント・メンタルヘルス
- アイヌの人々の人権
- 人身取引（性的サービスや労働の強要等） 等

第5次野洲市人権施策基本計画（概要版）

発行年月：令和8（2026）年3月  
 編集・発行：野洲市 総務部 人権施策推進課  
 〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1780番地  
 TEL：077-587-6041 FAX：077-518-1860  
 Email：jinkenshisaku@city.yasu.lj.jp